

道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例

(平成26年4月1日条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給)

第2条 職員の給与については、千歳市職員の給与に関する条例（昭和26年千歳市条例第1号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

2 組合を組織する市町及び北海道（以下「市町等」という。）から派遣された職員の給与については、前項の規定にかかわらず、管理者と当該職員を派遣した市町等の長が協議してこれを定める。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。